

# 税の申告はお早めに

**申告期間 2月18日(月)～3月15日(金) 土・日曜日を除く**

2月18日(月)から、所得税の確定申告と町・県民税の申告が始まります。期間は3月15日(金)までの1カ月間。

例年、期間終了日が近づくこと、窓口が大変混み合います。必要な書類をあらかじめ準備して、早めに申告しましょう。

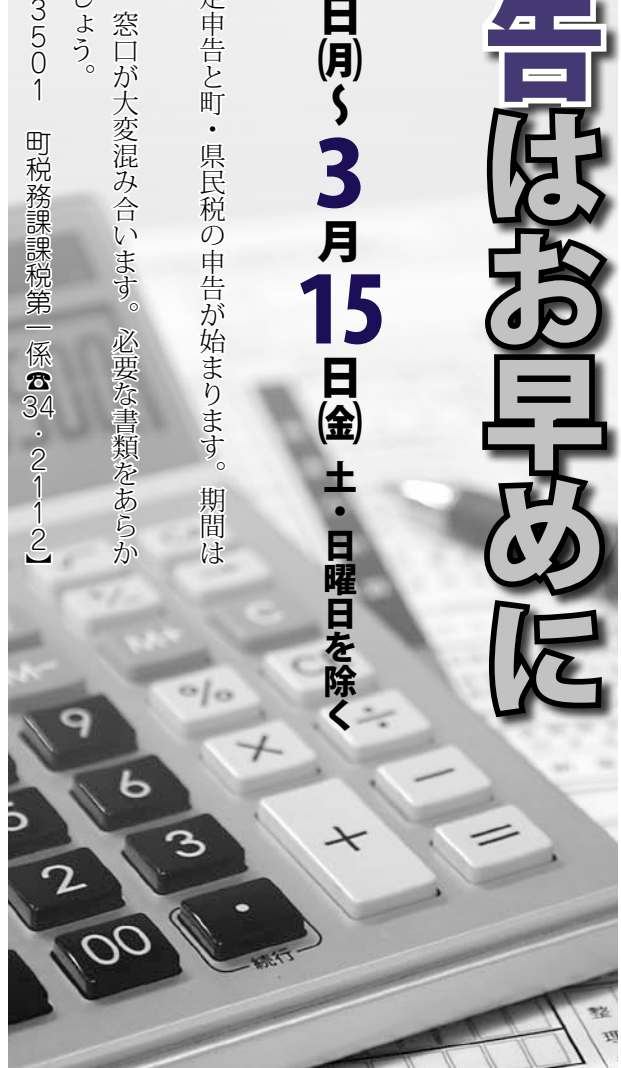
【桜井税務署 ☎42・3501 町税務課課税第一係 ☎34・2112】

## 所得税の確定申告

自営業の人はもちろん、会社員も給与以外の所得がある場合は、申告をしなければなりません。申告は、所得税額を決めるだけでなく、国民健康保険などの額を決める基礎にもなる大切な手続きです。

申告が遅れてしまうと、所得証明書や納税証明書を発行できませんのでご注意ください。

申告書などの提出書類について、「自書申告」を推進しています。申告相談会場でも、ご自分で確定申告書などを作成していただくよう相談指導を行っています。



なお、公的年金等の収入金額が年間400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の還付を受けない場合、その年分について確定申告書を提出する必要はありません。

しかし、町・県民税(住民税)で医療費控除や生命保険料控除などの適用を受ける場合は、町役場へ町・県民税(住民税)の申告が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

### 確定申告の必要な人

▼1年間の給与収入金額が2千万円を

### 所得税の還付が受けられる人

次の条件に該当する人は、確定申告

超える人

▼給与を1カ所から受けている人で、給与以外の所得額が20万円を超える人

▼2カ所以上から給与の支払いを受ける人で、年末調整を受けていない従たる給与の収入金額と給与以外の所得の合計額が20万円を超える人

▼営業、農業、報酬、不動産、年金、譲渡などの所得のある人で、税法により納税が必要な人

### 還付申告に必要なもの

をすることによって、源泉徴収された税金が戻ることがあります。  
▼マイホームをローンなどで取得した人  
▼多額の医療費を支払った人  
▼災害や盗難に遭った人  
▼平成24年中に退職し、再就職していない人

- ・印鑑
- ・源泉徴収票(コピーは不可)
- ▼生命保険料控除を受ける場合
  - ・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除証明書
- ▼国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受ける場合
  - ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▼地震保険料控除を受ける場合
  - ・地震保険料の控除証明書(長期損害保険料の控除証明書も含む)
- ▼医療費控除を受ける場合
  - ・支払った医療費の領収書
  - ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ▼寄附金控除を受ける場合
  - ・寄附先から発行された受領証明書な

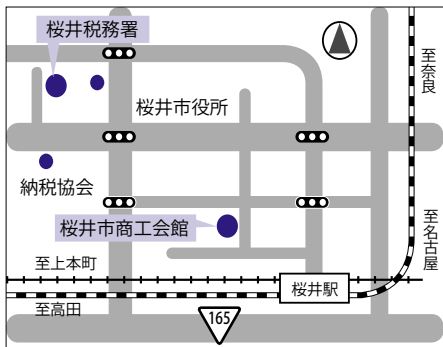


所得税の確定申告会場

桜井市商工会館 3階

時間 午前9時～午後5時(会場の都合などにより、なるべく午後4時ごろまでにお越しください)

備考 申告期間中、桜井税務署では、申告書などの受付のみで申告会場は設けていません。



桜井市商工会館への案内図  
住所…桜井市川合 260の2

町民ホール

内容	日時
年金受給者の事前の所得税確定申告の受付	2月6日(水)～8日(金) 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分
税理士による所得税の確定申告地区相談	2月25日(月)～28日(木) 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分

- 1 土地や株式の譲渡所得や、相続税・贈与税の相談は行っていません。
- 2 税務署からのハガキの案内はなくなりましたので、申告する人は時間調整のうえお越しください。

町役場 101 会議室

時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時  
対象 簡易な申告の「確定申告書A」、または青色申告以外の「確定申告書B」で収支内訳書の作成ができていない人(「確定申告書A」の人でも内容によって税務署〈申告期間中は桜井市商工会館〉で相談していただく場合があります)

備考 土地や株式の譲渡所得や、相続税・贈与税の相談は行っていません。

申告期間中、2月19日(火)・22日(金)、3月5日(火)・12日(火)は町役場での申告相談を行っていませんので、注意してください。(詳しくは、折込チラシを参照)

町・県民税の申告

平成25年1月1日現在、田原本町に住んでいる人は、平成24年中の所得状況

- ▼住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ・家屋などの登記事項証明書
- ・請負または売買契約書の写し
- ・住民票
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・増改築の場合のみ、右記以外に増改築等工事の証明書
- ▼災害による雑損控除を受ける場合
- ・罹災証明書
- ・支払った修繕・修理費などの領収書

申告に必要なもの

- ・申告書
- ・印鑑

況について申告をしていただく必要があります。ただし、所得税の確定申告をする人や、給与所得以外の所得がない人で勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている人は、その必要はありません。申告用紙は、申告が必要であると思われる人に1月下旬に郵送しています。届いていない場合は、税務課にご連絡ください。

- ▼給与収入がある場合
- ・源泉徴収票
- ▼事業を営んでいる場合
- ・収入明細書や各種営業帳簿など
- ▼生命保険料控除を受ける場合
- ・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除証明書
- ▼国民年金保険料・国民年金基金掛金について社会保険料控除を受ける場合
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ▼地震保険料控除を受ける場合
- ・地震保険料の控除証明書(長期損害保険料の控除証明書も含む)
- ▼医療費控除を受ける場合
- ・支払った医療費の領収書

申告する場所

- ▼町役場税務課窓口
- ▼各自治会の公民館など
- ※日時・場所を、申告書に同封されている案内でご確認ください。
- ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ▼寄附金控除を受ける場合
- ・寄附先から発行された受領証明書など